

## 練馬区地域防災計画（平成29年度修正）素案の主な修正事項について

## 1 熊本地震の教訓を踏まえたもの

## 備蓄体制の強化（防災本編 P.69～70）

- 【課題】平成28年熊本地震では、本震後に一時的に避難者が急増し食料等が不足した。
- 【対応】食料については、区が1日分を目標に備蓄し、都はそれ以降の分を備蓄・調達により確保することになっている。現在、区は、食料と飲料水を、都の被害想定による区内の避難所避難者数約77,000人を踏まえ、その1割増84,700人・1日分を備蓄している。これを、都の被害想定に基づく避難者数（避難所生活者と避難所以外のところへ避難する者の合計人数）約118,300人を踏まえ、今後、増量していく。

## 物流体制の強化（防災本編 P.5、P.80～81、P.155）

- 【課題】・被災自治体において、物資の仕分け等、物流に関するノウハウが欠如していたこと等により、支援物資が物資集積所から各避難所に行き渡らなかった。
- ・物資集積所が被災し、代替施設の確保に時間を要した。
- 【対応】・総合体育館の被災や大量の物資の受入れに備えて、総合体育館とともに光が丘体育館も地域内輸送拠点とする。
- ・物資の輸送については、従来から協定団体の協力を得ることになっている。物資の受入れ・仕分けについても、協定団体の協力を得て行う。
- ・電話回線の輻輳時においても物流業務を円滑に行うため、MCA無線を物流業務を行う協定団体や地域内輸送拠点等に整備する。

## 受援体制の整備（防災共通編 P.70）

- 【課題】10万人を超える全国自治体の職員等が被災地支援にあたり、応援を前提にした体制の構築が不可欠であることがあらためて明らかになった。
- 【対応】災害対策本部内に、受援に関する全体の調整を担当する受援本部を設置する。受援本部は、自治体への応援要請や区全体の人的支援のニーズ把握や配分等を行う。協定締結団体や専門ボランティア等については、災対各部が応援要請を行い、受援に関する状況を受援本部に報告する。

## 避難拠点以外への避難者の対応（防災本編 P.89）

- 【課題】余震が怖い等の要因で、自宅や避難所に留まらず、自動車等の狭いスペースで生活した避難者が多く発生した。
- 【対応】災害時、特に自動車等の狭いスペースで生活している避難者については、「エコノミークラス症候群」になる危険性もあるので、健康管理等への啓発を行うことになっている。今後、車中泊・テント泊の候補地となり得るオープンスペースを確保することが困難であることも日頃から周知する。また、災害時に自動車を使用しての避難は、消防など防災関係機関の消火活動や救命・救助活動の支障になりかねないことから、控えるよう日頃から周知する。

## 2 国の防災基本計画の修正および都の防災に関する各種計画の修正等を踏まえたもの

本年4月、国が、平成28年台風10号災害を踏まえ、防災基本計画の修正したことに伴い、避難情報の名称について、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」を「避難指示（緊急）」に変更する。（防災本編 P.17）

平成28年度、東京都が都立公園の震災時利用計画案を改定したことに伴い、改定された城北中央公園および光が丘公園の震災時利用計画案に変更する。（防災本編P.163～164）

平成27年度、東京都が東京都水防計画の改訂で、都管理の水位周知河川（石神井川）等における避難勧告等の発令の目安となる基準水位の名称を変更したことに伴い、名称を「避難判断水位」から「はん濫危険水位」等に変更する。（風水害編 P.24）

## 3 区の施策の進展等を踏まえたもの

## 土砂災害警戒区域の指定（防災共通編 P.110、風水害編 P.41）

平成29年3月に区内で3地区が土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されたことに伴い、土砂災害ハザードマップを作成して災害の危険性について周知する。

土砂災害時の避難所の周知を行う。

## 区道の無電柱化の推進（防災共通編 P.133）

都市防災機能の強化や安全で快適な歩行空間の確保等を目的として、区道の無電柱化を推進する。

練馬区無電柱化推進計画を策定する。

## 民間建築物の耐震化の促進（防災共通編 P.138）

練馬区耐震改修促進計画（平成28年度～平成32年度）において、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路について、沿道に倒壊した場合に道路の1/2以上を閉塞する恐れのある高さを持つ建築物の耐震化を重点的に促進する。

## 医療救護所の再編（防災本編 P.26）

医療救護所を再編したことに伴い、設置個所を変更する。

## 災害時の道路の適切な維持管理（防災本編 P.72）

道路の維持管理を着実にを行うため緊急輸送道路のうち区道について、路面下空洞調査を実施する。

## 避難態勢の強化（防災本編 P.88）

区民が、自宅周辺の区立施設に自主的に避難した場合には、一時避難場所として一時的に受入れる。

災害の規模や被害の状況により、避難拠点だけでは避難者を十分に受け入れられない場合に区立施設を臨時的避難所として開設する。

## 災害時要援護者の安否確認の充実（防災本編 P.96）

介護サービス事業者連絡協議会および障害福祉サービス事業者連絡会との協定に基づき、サービス事業者が、利用者の安否確認を行う。

## 女性の視点による災害対策の推進（防災本編 P.117～118）

避難拠点における男女共同参画の視点に立った取組が円滑に行われるよう、平常時から女性防災リーダーの育成に努める。

女性が防災活動に参加する重要性の啓発に努める。

区民防災組織が使う資機材の更新時には、女性にも扱いやすいものを検討する。

男女共同参画センターは、情報提供や女性の相談ができる窓口を設置し、被災者のニーズに対応していく。

## 災害廃棄物の適正処理（防災本編 P.168～169）

災害廃棄物の収集運搬体制を確保し、適正に処理することにより区民の生活環境を保全するとともに、早期の復旧、復興に資するため、練馬区災害廃棄物処理計画を策定し、これにより、災害時のごみ、し尿およびがれきを処理する。